

# 生活のきまり

高知市立城東中学校

## 1. 服装

中学生らしく清潔で活動的な衣服（本校規定の制服）で登校しましょう。

### <男子>

#### ○冬服

詰襟 黒色で、学校指定店で販売している校章刺しゅう入りのもの。本校指定のボタンを付けること。

スラックス 学校指定店で販売しているもの。

○合服・夏服 白色で、学校指定店で販売している校章刺しゅう入りの長袖又は半袖カッターシャツとする。裾はズボンの中に入れる。スラックスは冬服に準ずる。

○セーター等 冬服の下にセーター、トレーナーを着込むことは可能であるが、見えないようにすること。フードのついたものは不可。

### <女子>

○冬服 紺色で、学校指定店で販売している校章刺しゅう入りのもの。

○合服・夏服 白色で、学校指定店で販売している校章刺しゅう入りのもの。

○ボトムス 学校指定店で販売しているスカート又はスラックスを選択可能とする。

○リボン 本校指定のものを着用すること。

○カーディガン 儀式的行事(入学式・卒業式等)以外の場では、冬服の上にカーディガンの着用を可能とする。ただし、色は黒・紺・グレーで、無地を基本とする。編み方により、模様ができたものは不可。

○タイツ 儀式的行事(入学式・卒業式等) 以外の場では、黒色無地のタイツの着用を可能とする。

### <男女共通>

○頭髪 中学生らしい髪型とし、学習の妨げにならないようにすること。染色・パーマは不可。

○装飾品 ピアス、ネックレス、ブレスレット、ミサンガ等の装飾品は不可。

○靴下 華やかな模様やライン入りは避け、色は白・黒・紺・グレーを基本とする。儀式的行事(入学式・卒業式等)については白のみとする。

○靴 華美でないもので、白・黒・グレーを基調とした運動靴とする。

○防寒衣 校舎外で防寒衣を着用することは可能とする。

○インナー 合服、夏服時のカッターシャツ、セーラー服の下に着るインナーは無地を基本とする。

○うわばき 学校指定の型と色とする。

## 2. 持ち物

(1) 学校生活に不必要な物は持参しない。

(2) 多額の現金や貴重品は持参しない。持ってくる必要が生じた場合には朝学活で学級担任に預ける。

(3) 携帯電話は学校敷地内では使用しない。通信機器持込許可願により許可を得た場合は、朝学活で学級担任に預ける。学校敷地内では使用しない。

(4) 水筒やペットボトルに入れたお茶の持ち込みは可能とする。

## 3. 通学

(1) 登校は、遅刻にならないよう、余裕をもって家を出ること。

(2) 通学時には、交通ルールを守り、安全に留意すること。

(3) 通学時(下校時を含む)、寄り道や買い食いはしないこと。

(4) 自転車通学の生徒は、学校の許可を得て、自転車にステッカーを貼る。自転車は所定の場所に置き、必ず施錠すること。

## 4. 校内生活

(1) 始業時から終業時までの間、許可なく校外に出ない。

(2) 移動教室等で学級の教室を使用しないときには必ず施錠する。

(3) 許可なく他学年の校舎へ行かない。

(4) ベランダは非常時の避難経路であり、通常時は使用しない。

(5) 図書館、保健室及び体育館については、別に利用規定を定める。

## 5. 放課後及び休日

(1) 終業後、用事のない生徒はすみやかに下校すること。

(2) 部活動については、「部活動のきまり」を守ること。

(3) 用事で教室等を使用したいときは、担当教員の許可を得ること。ただし、生徒だけで使用しない。

(4) 校具を使用する場合には、大切に扱い、汚したり、壊したりすることがないようにすること。使用後は必ず所定の場所へ戻す。

(5) 休日に登校する必要が生じた場合には制服を着用すること。

(6) 休日に部活動で登校する生徒は、制服か部活動で指定された服装で登校すること。

## 6. 校外生活

(1) 目的もなく繁華街や量販店を徘徊しないようにする。

(2) 夜間外出や無断外泊はしない。

(3) ゲーム場やカラオケボックスへの立ち入りは自粛する。

※ゲーム場へは、保護者同伴でない場合、午後6時以降、16歳未満の者の立ち入りは県条例で禁止されている。